

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]																																							
<p>第1章～第14章（略）</p> <p>料金表 通則（略）</p> <p>第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 通信料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">通 信 料 の 適 用</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">(1)～(8)（略）</th> <th style="width: 85%;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用</td> <td style="padding: 5px;"> <p>ア データ定額パックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額パック（(8)の2に規定するものをいい、データSパック及びケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているX i が、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するX i が特定X i 等（ I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定X i 等に係る I P 通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、 I P 通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。</p> <p style="text-align: center;">ただし、本割引は、1の対象契約につき1のX i 又はF O M Aに限り適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">割 引 額</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光<sup>ニ</sup>であるもの</td> <td style="text-align: center;">それ以外のもの</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">パ ッ ク</td> <td style="text-align: center;">データMパック（標準）</td> <td style="text-align: center;">500円</td> <td style="text-align: center;">800円</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	通 信 料 の 適 用		(1)～(8)（略）	(略)	(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用	<p>ア データ定額パックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額パック（(8)の2に規定するものをいい、データSパック及びケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているX i が、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するX i が特定X i 等（ I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定X i 等に係る I P 通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、 I P 通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。</p> <p style="text-align: center;">ただし、本割引は、1の対象契約につき1のX i 又はF O M Aに限り適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">割 引 額</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光<sup>ニ</sup>であるもの</td> <td style="text-align: center;">それ以外のもの</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">パ ッ ク</td> <td style="text-align: center;">データMパック（標準）</td> <td style="text-align: center;">500円</td> <td style="text-align: center;">800円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		割 引 額				対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光 <sup>ニ</sup> であるもの	それ以外のもの	パ ッ ク	データMパック（標準）	500円	800円	<p>第1章～第14章（略）</p> <p>料金表 通則（略）</p> <p>第1表 料金（国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。）</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 通信料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">通 信 料 の 適 用</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">(1)～(8)（略）</th> <th style="width: 85%;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;">(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用</td> <td style="padding: 5px;"> <p>ア データ定額パックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額パック（(8)の2に規定するものをいい、データSパック及びケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているX i が、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するX i が特定X i 等（ I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定X i 等に係る I P 通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、 I P 通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。</p> <p style="text-align: center;">ただし、本割引は、1の対象契約につき1のX i 又はF O M Aに限り適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">割 引 額</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光<sup>ニ</sup>であるもの</td> <td style="text-align: center;">対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの</td> <td style="text-align: center;">それ以外のもの</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">パ ッ ク</td> <td style="text-align: center;">データMパック（標準）</td> <td style="text-align: center;">500円</td> <td style="text-align: center;">800円</td> <td style="text-align: center;">800円</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	通 信 料 の 適 用		(1)～(8)（略）	(略)	(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用	<p>ア データ定額パックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額パック（(8)の2に規定するものをいい、データSパック及びケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているX i が、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するX i が特定X i 等（ I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定X i 等に係る I P 通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、 I P 通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。</p> <p style="text-align: center;">ただし、本割引は、1の対象契約につき1のX i 又はF O M Aに限り適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">割 引 額</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光<sup>ニ</sup>であるもの</td> <td style="text-align: center;">対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの</td> <td style="text-align: center;">それ以外のもの</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">パ ッ ク</td> <td style="text-align: center;">データMパック（標準）</td> <td style="text-align: center;">500円</td> <td style="text-align: center;">800円</td> <td style="text-align: center;">800円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		割 引 額					対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光 <sup>ニ</sup> であるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	それ以外のもの	パ ッ ク	データMパック（標準）	500円	800円	800円
通 信 料 の 適 用																																								
(1)～(8)（略）	(略)																																							
(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用	<p>ア データ定額パックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額パック（(8)の2に規定するものをいい、データSパック及びケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているX i が、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するX i が特定X i 等（ I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定X i 等に係る I P 通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、 I P 通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。</p> <p style="text-align: center;">ただし、本割引は、1の対象契約につき1のX i 又はF O M Aに限り適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">割 引 額</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光<sup>ニ</sup>であるもの</td> <td style="text-align: center;">それ以外のもの</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">パ ッ ク</td> <td style="text-align: center;">データMパック（標準）</td> <td style="text-align: center;">500円</td> <td style="text-align: center;">800円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		割 引 額				対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光 <sup>ニ</sup> であるもの	それ以外のもの	パ ッ ク	データMパック（標準）	500円	800円																											
区 分		割 引 額																																						
		対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光 <sup>ニ</sup> であるもの	それ以外のもの																																					
パ ッ ク	データMパック（標準）	500円	800円																																					
通 信 料 の 適 用																																								
(1)～(8)（略）	(略)																																							
(9) データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用	<p>ア データ定額パックに係る定額通信料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、データ定額パック（(8)の2に規定するものをいい、データSパック及びケータイパックを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているX i が、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成するX i が特定X i 等（ I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）であること（以下この欄において「割引条件」といいます。）を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定X i 等に係る I P 通信網契約（契約者回線の提供を受けているものであって、 I P 通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。）の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。</p> <p style="text-align: center;">ただし、本割引は、1の対象契約につき1のX i 又はF O M Aに限り適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">割 引 額</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光<sup>ニ</sup>であるもの</td> <td style="text-align: center;">対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの</td> <td style="text-align: center;">それ以外のもの</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">パ ッ ク</td> <td style="text-align: center;">データMパック（標準）</td> <td style="text-align: center;">500円</td> <td style="text-align: center;">800円</td> <td style="text-align: center;">800円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		割 引 額					対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光 <sup>ニ</sup> であるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	それ以外のもの	パ ッ ク	データMパック（標準）	500円	800円	800円																								
区 分		割 引 額																																						
		対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光 <sup>ニ</sup> であるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別がマンションタイプであるもの	それ以外のもの																																				
パ ッ ク	データMパック（標準）	500円	800円	800円																																				

		ウルトラデータLパック	500円	<u>1,400円</u>			ウルトラデータLパック	500円	<u>900円</u>	900円
		ウルトラデータL Lパック	500円	<u>1,600円</u>			ウルトラデータL Lパック	500円	<u>1,100円</u>	1,100円
	ファミリーシェアパック	シェアパック5 (小容量)	500円	800円		ファミリーシェアパック	シェアパック5 (小容量)	500円	<u>800円</u>	800円
		シェアパック10 (小容量)	500円	1,200円			シェアパック10 (小容量)	500円	<u>1,200円</u>	1,200円
		シェアパック15 (標準)	500円	1,800円			シェアパック15 (標準)	500円	<u>1,800円</u>	1,800円
		ウルトラシェアパック30	500円	<u>2,500円</u>			ウルトラシェアパック30	500円	<u>2,000円</u>	2,000円
		ウルトラシェアパック50	500円	<u>2,900円</u>			ウルトラシェアパック50	500円	<u>2,400円</u>	2,500円
		ウルトラシェアパック100	500円	<u>3,500円</u>			ウルトラシェアパック100	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ウルトラシェアパック150	500円	<u>3,500円</u>			ウルトラシェアパック150	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
	ビジネスシェアパック	ビジネスシェアパック5	500円	800円		ビジネスシェアパック	ビジネスシェアパック5	500円	<u>800円</u>	800円
		ビジネスシェアパック10	500円	1,200円			ビジネスシェアパック10	500円	<u>1,200円</u>	1,200円
		ビジネスシェアパック15	500円	1,800円			ビジネスシェアパック15	500円	<u>1,800円</u>	1,800円
		ウルトラビジネスシェアパック30	500円	<u>2,500円</u>			ウルトラビジネスシェアパック30	500円	<u>2,000円</u>	2,000円
		ウルトラビジネスシェアパック50	500円	<u>2,900円</u>			ウルトラビジネスシェアパック50	500円	<u>2,400円</u>	2,500円
		ウルトラビジネスシェアパック100	500円	<u>3,500円</u>			ウルトラビジネスシェアパック100	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ビジネスシェアパック50	500円	<u>3,500円</u>			ビジネスシェアパック50	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ビジネスシェアパック70	500円	<u>3,500円</u>			ビジネスシェアパック70	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ビジネスシェアパック100	500円	<u>3,500円</u>			ビジネスシェアパック100	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ビジネスシェアパック150	500円	<u>3,500円</u>			ビジネスシェアパック150	500円	<u>3,000円</u>	3,200円

		ビジネスシェアパック200	500円	<u>3,500円</u>
		ビジネスシェアパック250	500円	<u>3,500円</u>
		ビジネスシェアパック300	500円	<u>3,500円</u>
		ビジネスシェアパック400	500円	<u>3,500円</u>
		ビジネスシェアパック500	500円	<u>3,500円</u>
		ビジネスシェアパック700	500円	<u>3,500円</u>
		ビジネスシェアパック1000	500円	<u>3,500円</u>
		ビジネスシェアパック1500	500円	<u>3,500円</u>
		ビジネスシェアパック2000	500円	<u>3,500円</u>
		ビジネスシェアパック3000	500円	<u>3,500円</u>
	イ～キ (略)			
(9) の 2 ～ (24) (略)	(略)			

2 料金額 (略)

第4～第7 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1～別表9 (略)

附 則 (平成 30 年 1 月 31 日 経企第 2477 号)  
この改正規定は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。

		ビジネスシェアパック200	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ビジネスシェアパック250	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ビジネスシェアパック300	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ビジネスシェアパック400	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ビジネスシェアパック500	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ビジネスシェアパック700	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ビジネスシェアパック1000	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ビジネスシェアパック1500	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ビジネスシェアパック2000	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ビジネスシェアパック3000	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
	イ～キ (略)				
(9) の 2 ～ (24) (略)	(略)				

2 料金額 (略)

第4～第7 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1～別表9 (略)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

[ 現 行 ]

第 1 章～第 14 章 (略)

料金表  
通則 (略)

第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第 1 ～第 2 (略)

第 3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用

(1)～(7)の 5 (略)	(略)										
(7)の 6 データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用	<p>ア データ定額パックに係る定額通信料の割引 (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、データ定額パック ((7)の 3 に規定するものをいい、データSパックを除きます。以下この欄において同じとします。)の適用を受けている F O M A が、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成する F O M A が特定 X i 等 ( I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)であること (以下この欄において「割引条件」といいます。)を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定 X i 等に係る I P 通信網契約 (契約者回線の提供を受けているものであって、I P 通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。)の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。</p> <p style="text-align: center;">ただし、本割引は、1 の対象契約につき 1 の X i 又は F O M A に限り適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">割 引 額</th> </tr> <tr> <td>対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光<sup>ニ</sup>であるもの</td> <td>それ以外のもの</td> </tr> <tr> <td>パ ッ ク</td> <td>データMパック (標準)</td> <td>500円</td> <td>800円</td> </tr> </table>	区 分		割 引 額		対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光 <sup>ニ</sup> であるもの	それ以外のもの	パ ッ ク	データMパック (標準)	500円	800円
区 分				割 引 額							
		対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光 <sup>ニ</sup> であるもの	それ以外のもの								
パ ッ ク	データMパック (標準)	500円	800円								

第 1 章～第 14 章 (略)

料金表  
通則 (略)

第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第 1 ～第 2 (略)

第 3 通信料

1 適用

通 信 料 の 適 用

(1)～(7)の 5 (略)	(略)													
(7)の 6 データ定額パックに係る定額通信料の割引の適用	<p>ア データ定額パックに係る定額通信料の割引 (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、データ定額パック ((7)の 3 に規定するものをいい、データSパックを除きます。以下この欄において同じとします。)の適用を受けている F O M A が、その適用を受けている料金月において、データ定額パックを選択する又はデータ定額パックに係る共有回線群を構成する F O M A が特定 X i 等 ( I P 通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。)であること (以下この欄において「割引条件」といいます。)を確認したときは、当社がそのことを確認した日を含む料金月に係るデータ定額パックの定額通信料について、その指定 X i 等に係る I P 通信網契約 (契約者回線の提供を受けているものであって、I P 通信網サービス契約約款に規定する移転等を行っている場合を除きます。以下この欄において「対象契約」といいます。)の基本使用料の料金種別に応じて、次表に規定する額の割引を適用する取扱いをいいます。</p> <p style="text-align: center;">ただし、本割引は、1 の対象契約につき 1 の X i 又は F O M A に限り適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">割 引 額</th> </tr> <tr> <td>対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光<sup>ニ</sup>であるもの</td> <td>対象契約に係る基本使用料の料金種別が <u>マンションタイプ</u> であるもの</td> <td>それ以外のもの</td> </tr> <tr> <td>パ ッ ク</td> <td>データMパック (標準)</td> <td>500円</td> <td>800円</td> <td>800円</td> </tr> </table>	区 分		割 引 額			対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光 <sup>ニ</sup> であるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別が <u>マンションタイプ</u> であるもの	それ以外のもの	パ ッ ク	データMパック (標準)	500円	800円	800円
区 分				割 引 額										
		対象契約に係る基本使用料の料金種別がドコモ光 <sup>ニ</sup> であるもの	対象契約に係る基本使用料の料金種別が <u>マンションタイプ</u> であるもの	それ以外のもの										
パ ッ ク	データMパック (標準)	500円	800円	800円										

		ウルトラデータLパック	500円	<u>1,400円</u>			ウルトラデータLパック	500円	<u>900円</u>	900円
		ウルトラデータL Lパック	500円	<u>1,600円</u>			ウルトラデータL Lパック	500円	<u>1,100円</u>	1,100円
	ファミリーシェアパック	シェアパック5 (小容量)	500円	800円		ファミリーシェアパック	シェアパック5 (小容量)	500円	<u>800円</u>	800円
		シェアパック10 (小容量)	500円	1,200円			シェアパック10 (小容量)	500円	<u>1,200円</u>	1,200円
		シェアパック15 (標準)	500円	1,800円			シェアパック15 (標準)	500円	<u>1,800円</u>	1,800円
		ウルトラシェアパック30	500円	<u>2,500円</u>			ウルトラシェアパック30	500円	<u>2,000円</u>	2,000円
		ウルトラシェアパック50	500円	<u>2,900円</u>			ウルトラシェアパック50	500円	<u>2,400円</u>	2,500円
		ウルトラシェアパック100	500円	<u>3,500円</u>			ウルトラシェアパック100	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ウルトラシェアパック150	500円	<u>3,500円</u>			ウルトラシェアパック150	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
	ビジネスシェアパック	ビジネスシェアパック5	500円	800円		ビジネスシェアパック	ビジネスシェアパック5	500円	<u>800円</u>	800円
		ビジネスシェアパック10	500円	1,200円			ビジネスシェアパック10	500円	<u>1,200円</u>	1,200円
		ビジネスシェアパック15	500円	1,800円			ビジネスシェアパック15	500円	<u>1,800円</u>	1,800円
		ウルトラビジネスシェアパック30	500円	<u>2,500円</u>			ウルトラビジネスシェアパック30	500円	<u>2,000円</u>	2,000円
		ウルトラビジネスシェアパック50	500円	<u>2,900円</u>			ウルトラビジネスシェアパック50	500円	<u>2,400円</u>	2,500円
		ウルトラビジネスシェアパック100	500円	<u>3,500円</u>			ウルトラビジネスシェアパック100	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ビジネスシェアパック50	500円	<u>3,500円</u>			ビジネスシェアパック50	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ビジネスシェアパック70	500円	<u>3,500円</u>			ビジネスシェアパック70	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ビジネスシェアパック100	500円	<u>3,500円</u>			ビジネスシェアパック100	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ビジネスシェアパック150	500円	<u>3,500円</u>			ビジネスシェアパック150	500円	<u>3,000円</u>	3,200円

		ビジネスシェアパック200	500円	<u>3,500円</u>
		ビジネスシェアパック250	500円	<u>3,500円</u>
		ビジネスシェアパック300	500円	<u>3,500円</u>
		ビジネスシェアパック400	500円	<u>3,500円</u>
		ビジネスシェアパック500	500円	<u>3,500円</u>
		ビジネスシェアパック700	500円	<u>3,500円</u>
		ビジネスシェアパック1000	500円	<u>3,500円</u>
		ビジネスシェアパック1500	500円	<u>3,500円</u>
		ビジネスシェアパック2000	500円	<u>3,500円</u>
		ビジネスシェアパック3000	500円	<u>3,500円</u>
	イ～キ (略)			
(7) の 7 ～ (25) (略)	(略)			

2 料金額 (略)

第4～第7 (略)

第2表～第7表 (略)

別表1～別表10 (略)

附 則 (平成30年1月31日経企第2477号)  
この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。

		ビジネスシェアパック200	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ビジネスシェアパック250	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ビジネスシェアパック300	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ビジネスシェアパック400	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ビジネスシェアパック500	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ビジネスシェアパック700	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ビジネスシェアパック1000	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ビジネスシェアパック1500	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ビジネスシェアパック2000	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
		ビジネスシェアパック3000	500円	<u>3,000円</u>	3,200円
	イ～キ (略)				
(7) の 7 ～ (25) (略)	(略)				

2 料金額 (略)

第4～第7 (略)

第2表～第7表 (略)

別表1～別表10 (略)

J a p a n W e l c o m e S I M - 0 サ ー ビ ス 契 約 約 款

[ 改 正 後 ]

[ 現 行 ]

第1章 総則（略）

第1章 総則（略）

第2章 JWSIM-0サービスの種類等  
（JWSIM-0サービスの種類）

第2章 JWSIM-0サービスの種類等  
（JWSIM-0サービスの種類）

第4条 JWSIM-0サービスには、次の種類があります。

第4条 JWSIM-0サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
(略)	(略)
(略)	(略)
<u>JWSIM-0(Saga)サービス</u>	<u>当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するSIMカードを装着したものに限り、）との間に電気通信回線を設定して、提供するもの</u>
<u>申込期間</u>	<u>平成30年2月1日～平成30年3月25日</u>
<u>SIMカード受取期間</u>	<u>平成30年2月1日～平成30年3月25日</u>

種 類	内 容
(略)	(略)
(略)	(略)

第5条（略）

第5条（略）

第3章～第10章（略）

第3章～第10章（略）

附 則（平成30年1月31日経企第2477号）  
この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。